

件 名	堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>(1) 教育委員会の各所属や学校で勤務する職員の勤務の実態を踏まえ、職員の勤務時間等について、所要の改正を行うものである。</p> <p>(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1. 改正の内容</p> <p>(1) 職員の勤務時間等について、次のとおり改正するもの</p> <p>ア 堺市チャレンジ雇用により任用され学校において各種業務に従事する者の勤務時間及び休憩時間について、課長が指定する時間の範囲を定めるもの</p> <p>イ みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者、学校図書館職員の職にある者、学校司書、各市立学校（幼稚園を含む。）における介助員の職にある者の勤務時間について、1日の勤務時間数の上限を定め、それぞれ設定した時間の範囲内で課長が職員ごとに指定する時間に改めるもの</p> <p>ウ 外国語指導助手の職にある者の勤務時間について、課長が指定する日は午前8時20分から午後3時5分までとする規定を加えるもの</p> <p>エ スクールソーシャルワーカーの勤務時間を午前9時から午後5時15分までに改めるもの</p> <p>オ 青少年センター図書室に関する業務に従事する者の勤務時間について、午前8時45分から午後5時15分までの区分を加えるもの</p> <p>(2) 各市立学校における看護師の職にある者の名称を医療的ケア看護職員に、各市立学校（幼稚園を含む。）における介助員の職にある者の名称を特別支援教育支援員に改めるもの</p> <p>2. 施行期日</p> <p>令和4年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、1(1)オに係る改正規定は、公布の日から施行する。</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p>■ 上記案により、公布する。</p> <p>□ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p>□ その他（ ）</p>

議案第 39 号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則について、次のとおり改正する。

令和 3 年 1 2 月 1 6 日
堺 市 教 育 委 員 会
教 育 長 日 渡 円

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 別表に規定するもののほか、同表に掲げる所属において勤務する職員のうち、条例第2条第2項から第4項までに規定する職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（育休法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）の勤務時間は、同表に規定する勤務時間の範囲内において教育委員会が定める。

第5条第1項中「期間を平均したときにおける」を「期間において平均した場合の」に改める。

別表中

<p>1日の勤務時間（休憩時間を除く。）が7時間30分を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>左記の勤務時間の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>午前8時15分から午後5時までの範囲内で、休憩時間を除き、7時間30分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>
<p>午前8時から午後3時45分まで</p>	<p>午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>午前8時から午後3時45分までの範囲内で、休憩時間を除き、7時間を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>1日の勤務時間が6時間を超えては、午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>

に改め、同表学校指導課（外国語指導助手の職にある者に限る。）の項中「午前9時20分から午後4時5分まで」の次に「（課長が指定する日は午前8時20分から午後3時5分まで）」を加え、同表学校指導課（学校図書館職員の職にある者に限る。）の項中「午前9時から午後5時まで」を「午前8時30分から午後5時までの範囲内で、休憩時間を除き、7時間15分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間」に改め、同表中

「

学校指導課 (学校司書に限る。)	1	午前9時30分から 午後2時45分まで	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、 課長が職員ごとに指定する時間
	2	正午から午後4時30分まで	
支援教育課 (各市立学校(幼稚園を含む。) における介助員の職にある者に限る。)	1	午前8時45分から 午後2時15分まで	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、 課長が職員ごとに指定する時間
	2	午前8時30分から 午後3時まで	
	3	午前8時45分から 午後3時15分まで	
	4	午前9時から午後3時30分まで	
	5	午前9時15分から 午後3時45分まで	

を

「

学校指導課 (学校司書に限る。)	午前8時30分から 午後5時までの範囲内	休憩時間を与える 場合によっては、左記の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間
支援教育課 (特別支援教育支援員に限る。)	午前8時30分から 午後3時45分までの範囲内	休憩時間を与える 場合によっては、左記の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間

に改め、同表中「各市立学

校における看護師の職にある者」を「医療的ケア看護職員」に改め、同表生徒指導課(スクール

ソーシャルワーカーに限る。)の項中「1日の勤務時間(休憩時間を除く。)が7時間30分を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間」を「午前9時から午後5時15分まで」に改め、同表生徒指導課(スクールカウンセラーに限る。)の項中「勤務する者」を「勤務する日」に改め、同表地域教育振興課(青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。)の項中

「	午前9時から午後5時30分まで	を	「		に改め、同表備考中「当該期間を
			1	午前8時45分から午後5時15分まで	
」			2	午前9時から午後5時30分まで	」

平均したときにおける」を「当該期間において平均した場合の」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表地域教育振興課(青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。)の項の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行		改正後（案）																																																																									
<p>（勤務時間等の特例）</p> <p>第3条 別表に掲げる所属において勤務する職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日は、同表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる所属において勤務する職員で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものの勤務時間は、同表に規定する勤務時間の範囲内において教育長が定める。</p> <p>第5条 週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者に対する市規程別表第4第4項の規定の適用については、「週勤務日数」とあるのは、「7月から9月までの期間を平均したときにおける1週間の勤務日数」とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>区分</th> <th>勤務時間</th> <th>休憩時間</th> <th>週休日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総務課 （堺市 チャレ ンジ雇 用によ</td> <td rowspan="4"></td> <td>1日の勤務時</td> <td>左記の勤務時</td> <td>(1) 日曜</td> <td>(1) 祝日法に</td> </tr> <tr> <td>間（休憩時間</td> <td>間の範囲内で</td> <td>日</td> <td>規定する休日</td> </tr> <tr> <td>を除く。）が</td> <td>45分とし、</td> <td>(2) 土曜</td> <td>(2) 12月2</td> </tr> <tr> <td>7時間30分</td> <td>課長が職員ご</td> <td>日</td> <td>9日から翌年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>を超えない範</td> <td>とに指定する</td> <td></td> <td>の1月3日ま</td> </tr> </tbody> </table>		所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	（略）						総務課 （堺市 チャレ ンジ雇 用によ		1日の勤務時	左記の勤務時	(1) 日曜	(1) 祝日法に	間（休憩時間	間の範囲内で	日	規定する休日	を除く。）が	45分とし、	(2) 土曜	(2) 12月2	7時間30分	課長が職員ご	日	9日から翌年			を超えない範	とに指定する		の1月3日ま	<p>（勤務時間等の特例）</p> <p>第3条 別表に掲げる所属において勤務する職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日は、同表のとおりとする。</p> <p>2 別表に規定するもののほか、同表に掲げる所属において勤務する職員のうち、条例第2条第2項から第4項までに規定する職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（育児法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）の勤務時間は、同表に規定する勤務時間の範囲内において教育委員会が定める。</p> <p>第5条 週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者に対する市規程別表第4第4項の規定の適用については、「週勤務日数」とあるのは、「7月から9月までの期間において平均した場合の1週間の勤務日数」とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>区分</th> <th>勤務時間</th> <th>休憩時間</th> <th>週休日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総務課 （堺市 チャレ ンジ雇 用によ</td> <td rowspan="4"></td> <td>午前8時15</td> <td>午前11時か</td> <td>(1) 日曜</td> <td>(1) 祝日法に</td> </tr> <tr> <td>分から午後5</td> <td>ら午後2時ま</td> <td>日</td> <td>規定する休日</td> </tr> <tr> <td>時までの範囲</td> <td>での範囲内で</td> <td>(2) 土曜</td> <td>(2) 12月2</td> </tr> <tr> <td>内で、休憩時</td> <td>45分とし、</td> <td>日</td> <td>9日から翌年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>間を除き、7</td> <td>課長が職員ご</td> <td></td> <td>の1月3日ま</td> </tr> </tbody> </table>		所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	（略）						総務課 （堺市 チャレ ンジ雇 用によ		午前8時15	午前11時か	(1) 日曜	(1) 祝日法に	分から午後5	ら午後2時ま	日	規定する休日	時までの範囲	での範囲内で	(2) 土曜	(2) 12月2	内で、休憩時	45分とし、	日	9日から翌年			間を除き、7	課長が職員ご		の1月3日ま
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日																																																																						
（略）																																																																											
総務課 （堺市 チャレ ンジ雇 用によ		1日の勤務時	左記の勤務時	(1) 日曜	(1) 祝日法に																																																																						
		間（休憩時間	間の範囲内で	日	規定する休日																																																																						
		を除く。）が	45分とし、	(2) 土曜	(2) 12月2																																																																						
		7時間30分	課長が職員ご	日	9日から翌年																																																																						
		を超えない範	とに指定する		の1月3日ま																																																																						
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日																																																																						
（略）																																																																											
総務課 （堺市 チャレ ンジ雇 用によ		午前8時15	午前11時か	(1) 日曜	(1) 祝日法に																																																																						
		分から午後5	ら午後2時ま	日	規定する休日																																																																						
		時までの範囲	での範囲内で	(2) 土曜	(2) 12月2																																																																						
		内で、休憩時	45分とし、	日	9日から翌年																																																																						
		間を除き、7	課長が職員ご		の1月3日ま																																																																						

り任用され各市立学校において各種業務に従事する者に限る。)	<u>囲内で、課長が職員ごとに指定する時間</u>	<u>時間</u>		での日（前号に掲げる日を除く。）	り任用され各市立学校において各種業務に従事する者に限る。)	<u>時間30分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</u>	<u>とに指定する時間</u>		での日（前号に掲げる日を除く。）
学校指導課（みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者に限る。）	<u>午前8時から午後3時45分まで</u>	<u>午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</u>	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）第2条第2項に規定す		学校指導課（みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者に限る。)	<u>午前8時から午後3時45分までの範囲内で、休憩時間を除き、7時間を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</u>	<u>1日の勤務時間が6時間を超える場合には、午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</u>	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）第2条第2項に規定す	

				る休業日 (前号に 掲げる日 を除く。)					る休業日 (前号に 掲げる日 を除く。)		
学校指 導課(外 国語指 導助手 の職に ある者 に限 る。)		午前9時20 分から午後4 時5分まで	午前11時か ら午後2時ま での範囲内で 45分とし、 課長が職員ご とに指定する 時間	(1) 日曜 日 (2) 土曜 日	(1) 祝日法に 規定する休日 (2) 12月2 9日から翌年 の1月3日ま での日(前号 に掲げる日を 除く。)	学校指 導課(外 国語指 導助手 の職に ある者 に限 る。)		午前9時20 分から午後4 時5分まで (課長が指定 する日は午前 8時20分か ら午後3時5 分まで)	午前11時か ら午後2時ま での範囲内で 45分とし、 課長が職員ご とに指定する 時間	(1) 日曜 日 (2) 土曜 日	(1) 祝日法に 規定する休日 (2) 12月2 9日から翌年 の1月3日ま での日(前号 に掲げる日を 除く。)
学校指 導課(学 校図書 館職員 の職に ある者 に限 る。)		午前9時から 午後5時まで	午前11時か ら午後2時ま での範囲内で 45分とし、 課長が職員ご とに指定する 時間	(1) 日曜 日 (2) 土曜 日	(1) 祝日法に 規定する休日 (2) 12月2 9日から翌年 の1月3日ま での日(前号 に掲げる日を 除く。)	学校指 導課(学 校図書 館職員 の職に ある者 に限 る。)		午前8時30 分から午後5 時までの範囲 内で、休憩時 間を除き、7 時間15分を 超えない時間 とし、課長が 職員ごとに指 定する時間	午前11時か ら午後2時ま での範囲内で 45分とし、 課長が職員ご とに指定する 時間	(1) 日曜 日 (2) 土曜 日	(1) 祝日法に 規定する休日 (2) 12月2 9日から翌年 の1月3日ま での日(前号 に掲げる日を 除く。)
学校指 導課(学 校司書 に限	1	午前9時30 分から午後2 時45分まで	午前11時か ら午後2時ま での範囲内で 45分とし、	(1) 月曜 日 (2) 条例 第3条第		学校指 導課(学 校司書 に限		午前8時30 分から午後5 時までの範囲 内で、休憩時 間を与 える場合に あ っては、左記 の範囲内で4	午前11時か ら午後2時ま での範囲内で 45分とし、	(1) 月曜 日 (2) 条例 第3条第	

る。)	5	分まで 午前9時15分 から午後3時45分まで		(幼稚園 にあって は同規則 第2条第 2項)に 規定する 休業日 (前号に 掲げる日 を除く。)					(幼稚園 にあって は同規則 第2条第 2項)に 規定する 休業日 (前号に 掲げる日 を除く。)	
支援教 育課(各 市立学 校にお ける看 護師の 職にあ る者に 限る。)		午前8時45分 から午後3時30分まで	午前11時から 午後2時ま での範囲内 で45分とし、 課長が職員 ごとに指定 する時間	(1) 条例 第3条第 3項に規 定する勤 務日以外 の日 (2) 堺市 立学校管 理運営規 則第8条 第2項に 規定する 休業日 (前号に 掲げる日 を除く。)	支援教 育課(医 療的ケ ア看護 職員に 限る。)		午前8時45分 から午後3時30分まで	午前11時から 午後2時ま での範囲内 で45分とし、 課長が職員 ごとに指定 する時間	(1) 条例 第3条第 3項に規 定する勤 務日以外 の日 (2) 堺市 立学校管 理運営規 則第8条 第2項に 規定する 休業日 (前号に 掲げる日 を除く。)	

生徒指導課（スクールソーシャルワーカーに限る。）	1日の勤務時間（休憩時間を除く。）が7時間30分を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間	左記の勤務時間の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	課長が職員ごとに指定する日	
生徒指導課（スクールカウンセラーに限る。）	1日の勤務時間（休憩時間を除く。）が6時間（堺高等学校において勤務する者については8時間）を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間	左記の勤務時間の範囲内で45分（堺高等学校において勤務する者については1時間）とし、課長が職員ごとに指定する時間	課長が職員ごとに指定する日	
(略)				
地域教育振興課（青少年センター図	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (2) 課長が職員ごとに指定	(1) 課長が職員ごとに指定する日 (2) 12月29日から翌年

生徒指導課（スクールソーシャルワーカーに限る。）	午前9時から午後5時15分まで	左記の勤務時間の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	課長が職員ごとに指定する日	
生徒指導課（スクールカウンセラーに限る。）	1日の勤務時間（休憩時間を除く。）が6時間（堺高等学校において勤務する日については8時間）を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間	左記の勤務時間の範囲内で45分（堺高等学校において勤務する日については1時間）とし、課長が職員ごとに指定する時間	課長が職員ごとに指定する日	
(略)				
地域教育振興課（青少年センター図	1 午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (2) 課長が職員ごとに指定	(1) 課長が職員ごとに指定する日 (2) 12月29日から翌年

書室に 関する 業務に 従事す る者に 限る。)			する日	の1月3日ま での日
	(略)			

備考 職員の1週間の勤務時間（週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者については、当該期間を平均したときにおける1週間の勤務時間）は、市規程第2条の規定が適用される職員の当該期間相当の勤務時間とし、本表に定める区分により、所属長が定めるものとする。

書室に 関する 業務に 従事す る者に 限る。)	2	午前9時から 午後5時30 分まで	する日	の1月3日ま での日
	(略)			

備考 職員の1週間の勤務時間（週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者については、当該期間において平均した場合の1週間の勤務時間）は、市規程第2条の規定が適用される職員の当該期間相当の勤務時間とし、本表に定める区分により、所属長が定めるものとする。